

## 建設雇用改善功勞事業所会長表彰実施要領

### 1 趣旨

建設労働者の雇用改善に関する法律(以下「法」という。)に基づき、建設労働者の雇用改善に著しく功勞が見られる事業所に対し、一般社団法人鹿児島県建設業協会(以下「協会」という。)会長表彰を実施し、その努力と功績をたたえるとともに、協会会員事業所等に周知して建設労働者の雇用の改善に資するものとする。

### 2 表彰の対象とする事業所の数

表彰の対象とする事業所の数は、原則として5事業所程度とする。

### 3 表彰の対象とする事業所の選定

表彰の対象とする事業所は、法に定める雇用管理責任者を選任・配置するとともに、その資質の向上に努めていること等、建設労働者の雇用改善についての努力と成果が顕著にみられる会員事業所とし、各支部から提出される「建設雇用改善功勞事業所調書」(様式1)に基づき、次の事項について審査の上選定する。

#### (1) 雇用改善に関すること

- ア 雇用管理責任者を選任・配置し、その資質の向上に努めていること。
- イ 建設労働者の雇入れ時の労働条件の明示、法による雇入れ通知書の交付が確実に行われていること等、建設労働者の雇用関係の明確化が適正に行われていること。
- ウ 建設労働者の常用化の努力がみられること。
- エ 建設労働者の定着が良好なこと。
- オ 労働基準法に定める就業規則の作成・届出、同法第36条に基づく労使協定の締結・届出、労働者名簿・賃金台帳等の備え付け、整備が適正に行われていること。

#### (2) 能力の開発及び向上に関すること

- ア 建設労働者の技能の習得と向上を目的とする各種の訓練、講習、研修等を実施し、又は他の機関の実施する訓練、講習、研修等を建設労働者に受講させている等、建設労働者の能力の開発及び技能の向上に積極的に努力していること。
- イ 技能検定制度あるいは業界独自の技能評価制度により、建設労働者の技能を評価し、それを処遇の改善に結びつける努力を行っていること。

#### (3) 福祉の増進に関すること

- ア 従業員宿舎、現場福利施設の整備が適切に行われていること。
- イ 週休制による所定休日が付与されているほか、有給休暇制度が設けられ、その利用がよくなされていること。

- ウ 雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施していること。
- エ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の加入が適正に行われていること。
- オ 建設業退職金制度の加入等、退職金に関する制度について積極的な努力がみられること。

#### 4 表彰及び記念品の贈呈

この実施要領に定める表彰は、11月から12月にかけて各支部が実施する県内一斉安全管理及び雇用改善パトロール診断の反省会等において、協会会長が表彰状及び記念品を贈りこれを行うものとする。

#### 5 表彰式の書式

表彰状は、様式2の書式とする。

#### 6 附則

- (1) この実施要領は平成元年4月1日から施行する。
- (2) 表彰及び記念品の贈呈に関する変更については、平成20年4月1日から施行する。
- (3) 一部文言の修正などにより改訂した実施要領は、平成25年4月1日から施行する。